

## パキスタン 1934年工場法

(翻訳：有年孝将 大阪大学大学院)

工場における労働を規制する法律の統合及び修正のための法律

工場における労働を規制する法律の統合及び修正のため、以下の通り制定する。

### 第1章 序文

#### 第1条【略称、範囲、適用及び施行】

- (1) この法律は、1934年工場法と称する。
- (2) この法律は、パキスタン全土に及ぶ。
- (3) この法律は、1935年1月1日に施行される。

#### 第2条【定義】 この法律においては、目的及び文脈に反しない限り、

- (a) 「青年 (adolescent)」とは、15歳以上17歳未満の者をいう。
- (b) 「成人 (adult)」とは、17歳以上の者をいう。
- (c) 「児童 (child)」とは、15歳未満の者をいう。
- (d) 「日 (day)」とは、深夜から始まる24時間の期間をいう。
- (e) 「週 (week)」とは、日曜日の深夜から始まる7日間の期間をいう。
- (f) 「動力 (power)」とは、電気エネルギー及びその他の機械的に送られる、人又は動物の力により生み出されるものではないエネルギーをいう。
- (g) 「製造工程 (manufacturing process)」とは、以下の工程をいう。
  - (i) 利用、販売、輸送、配達又は売却のための物品又は物質の製造、改造、修理、装飾、完成又は包装、その他の処理
  - (ii) 油、水又は下水のくみ上げ
  - (iii) 動力の発生、変換又は電動
- (h) 「労働者 (worker)」とは、賃金のためであるか否かを問わず、製造工程、又は製造工程で使用される機械又は建物の清掃のため、又はその他の製造工程の目的に付随し若しくは関わる業務において、直接又は代理人を介して使用される者をいい、製造工程が行われていない部屋又は場所で事務作業のためだけに使用される者を含まない。

- (j) 「工場 (factory)」とは、10 人以上の労働者が使用され又は過去 12 カ月以内の日に使用されたことがあり、そのいずれかの場所で動力の補助を伴うか否かを問わず、製造工程が現に操業され又は通常操業されている、その敷地を含む建物をいい、1923 年鉱山法の規定にいう鉱山 (mine) を含まない。
- (k) 「機械 (machinery)」に、動力が発生し、変換され、送られ又は適用されるあらゆる装置を含む。
- (l) 工場の「工場責任者 (occupier)」とは、究極的に工場の事業を指揮する者をいう。ただし、工場の事業が経営代理人に委任されている場合には、当該代理人をその工場の工場責任者とみなす。
- (m) 1 日の中で異なる時間帯に 2 つ以上労働者の組により同種の事業が行われている場合には、その各組を「交替班 (relay)」といい、その時間帯又は各組が働く時間帯を「交替時間 (shift)」と呼ぶ。
- (n) 「定められた (prescribed)」とは、この法律に基づき州政府により定められた規則に規定されていることをいう。

### 第 3 条【時刻の表示】

この法律における時刻の表示は、グリニッジ標準時より 5 時間早い標準時とする。ただし、通常標準時が遵守されていない地域については、州政府が以下の定めを置くことができる。

- (i) 当該地域の表示
- (ii) 当該地域で通常遵守されている地方標準時の明確化
- (iii) 当該地域に位置する工場の全部または一部に対して、その標準時を遵守することの許可

### 第 4 条【季節工場】

- (1) 本法の適用上、綿繰り、綿又はジュートの圧縮、落花生の剥皮、コーヒー、藍、ゴム（グルを含む）砂糖又はこれらのいくつかのような製造工程のみに従事する工場は、季節工場とする。

ただし、州政府は、官報の告示により、製造工程が通常に 180 日の労働日に操業されている工場は、この法律の適用上、季節工場にはあたらないと宣言することができる。

- (2) 州政府は、官報の告示により、製造工程が通常、1 年に 180 日の労働日に操業され、か

る、特定の季節又は自然の力の不規則な働きに依存している場合を除き操業することができない特定の工場を、この法律の適用上、季節工場にあたと宣言することができる。

#### 第5条【工場に適用される規定を他の場所に適用する権限】

- (1) 州政府は、官報の告示により、この法律中の工場に適用される規定の全部又は一部が、5人以上の労働者が使用され又は直前12カ月以内のいずれかの日に使用されていた場合には、動力を使用しているか否かを問わず、製造工程が現在運営され又は通常運営されているいかなる場所にも適用される旨を宣言することができる。
- (2) 第1項に基づく通知は、上記場所又は上記場所の集団の一部、又はそのような場所のすべてに全体についてなされる。
- (3) 第2条第j号の規定にかかわらず、工場に適用されるこの法律の規定の全部又は一部が、さしあたり第1項に基づく宣言に従って適用される場所は、その適用に関する場合に限り、工場とみなす。

#### 第6条【部門を別の工場とする権限】

州政府は、書面の命令により異なった部門又は特定の工場の支店を、この法律の別の全部又は一部の適用において、別の工場とみなすよう命じることができる。

#### 第7条【工場における交代の際の適用除外の権限】

工場の又はそこで運営される製造工程の工場責任者の交代にあたり、州政府が、その工場でさしあたり使用される労働者数が20人未満で、これから12カ月間のいずれの日においても20人に達しないと考えられることを確信した場合には、書面による命令により、この法律の適用を除外することができる。

ただし、認められた除外は、その工場で20人以上の労働者が使用されるようになった日をもって効力を失う。

#### 第7条のA【この法律の特定の規定の適用除外】

第14条、第15条第1項第b号、第16条、第17条、第18条、第21条、第22条、第23条、第25条及び第33条のQ第3項の規定は、第一に、19人以下の労働者が使用され又は直前12カ月以内のいずれか日に使用されている工場には適用されない。

ただし、州政府が官報の告示により、そのような工場又は工場の集団のいずれかに対し、特定の規定の全部又は一部を適用することができる。

#### 第 8 条【公の緊急事態時の適用除外の権限】

公の緊急事態の場合においては、州政府は、官報の告示により、適当と考える期間は、この法律の規定の一部又は全部の適用を除外することができる。

#### 第 9 条【事業の開始前の検査官への通知】

(1) この法律の施行後の工場における事業の開始の前、又は季節工場の各季節における事業の開始前には、工場責任者は、検査官に対し、以下に掲げる事項を含む書面による通知を送らなければならない。

- (a) 工場の名称及び所在地
- (b) 工場に関する通知を送るべき住所
- (c) 工場内で運営される製造工程の種類
- (d) 使用される動力の種類及び量
- (e) この法律の適用上、工場の経営者となる者の名前
- (f) この法律の適用上定められているその他の事項

(1-A) 1972 年工場法（改正）令の最初の施行の際に、この法律の対象となる工場については、工場責任者は検査官に対して、その施行から 30 日以内に第 1 項に明示された事項を含む通知を送らなければならない。

(2) 別の者がマネージャーに選任された場合には、工場責任者は、新たなマネージャーが職務を引き継いだ日から 7 日以内に、検査官に対して、書面による変更の通知を送らなければならない。

(3) 本条の規定に基づく工場の経営者が未だ選任されていない期間又は指名された者が工場の経営を行っていない期間は、経営者として行動している者、又はそのような者がいない場合には、工場責任者自身が、この法律の適用上、工場の経営者とみなされる。

## 第 2 章 検査官

### 第 10 条【検査官】

(1) 州政府は、官報の告示により、各々が定めることのできる地域制限の範囲内で、この法律の適用上の検査官に適当と考える者を選任することができる。

- (2) 州政府は、上記の告示により、主任検査官となる者を選任することができ、主任検査官は、この法律に基づき主任検査官に与えられた権限に加え、州のいたるところにおいて、検査官の権限を行使する。
- (3) 工場又はそこで運営される工程若しくは事業又はそこに関わる特許若しくは機会に、直接又は間接的に利害関係を有する者は、第 1 項の規定に基づき検査官に又は第 1 項の規定に基づき主任検査官に任命されることはできず、選任があった場合にもその職務を遂行することはできない。
- (4) すべての地方治安判事は、その地域の検査官となる。
- (5) 州政府は、官報の告示により、各々が定めることのできる地域制限の範囲内で、この法律の全部又は一部の目的のため、適切と考える公務員を追加的な検査官に任命することができる。
- (6) 検査官が複数存在する場所では、州政府は上記の方法により、検査官が各々で行使する権限、及び通知を送るべき検査官を言明することができる。
- (7) すべての主任検査官及び検査官は 1860 年パキスタン刑法にいう公務員 (public servant) とみなされ、州政府がこの点について明示する行政機関に公式に従属する。

#### 第 11 条【検査官の権限】

この点につき州政府の定めた規則に適合することを条件として、検査官は、自身の定められた地域制限の範囲内において、いかに掲げる行為を行うことができる。

- (a) 国又は地方自治体又はその他の公的機関の職員である補助者で、相当と考える者と共に、工場として使用され又は第 5 条の規定に基づき工場と宣言することのできるものであり又はそう信じる理由のある場所に立ち入ること。
- (b) この法律の目的を実行するために必要と思われる建物及び工場、及び登録の調査をすること、及び、直ちに又はそうでなくとも、本条の目的を達するために必要と考えられる人証を収集し、及びそのような権限を行使すること
- (c) この法律の目的を達成するために必要なその他の権限を行使すること

ただし、何人も本条の規定に基づき、質問に答え又は自己に不利益な証言を強制されない。

#### 第 12 条【認定医】

- (1) 州政府は、各々が定めることのできる地域制限の範囲内で、この法律の適用上、適切

と考える登録医師を認定医として任命することができる。

- (2) 認定医は、すべての登録医師に対して、この法律に基づく権限の行使を委託することができる。

ただし、権限を委託された医師によってなされた雇用の適性証明書は、関係者の調査の後に認定医自身がこれを確認した場合を除き、3 カ月間のみ有効である。

### 第 3 章 健康及び安全

#### 第 13 条【清潔】

- (1) すべての工場は清潔な状態を維持し、排水、便所その他の汚物から生じる臭いを除去しなければならない。特に以下に掲げる場合には、規定された方法によらなければならない。
- (a) 排泄物や廃棄物の蓄積は、毎日、作業室の床及び椅子及び階段から、掃除その他の効果的な方法により除去し、適切な方法により処分しなければならない。
  - (b) 各作業室の床は、少なくとも週に一度、必要に応じて消毒剤を用いる洗浄その他の効果的な方法による掃除をしなければならない。
  - (c) 製造工程の過程において床が濡れる場合には、排水が可能な程度の、効果的な排水手段を整備し、維持しなければならない。
  - (d) すべての内壁及び仕切壁、すべての天井、又は部屋や壁の最上部、通路及び階段の側面及び上部は、
    - (i) 塗装又はニス加工がなされている場合には、少なくとも 5 年に 1 度、塗装やニスの再塗装をしなければならない。
    - (ii) 塗装又はニス加工がなされ、なめらかな遮水性の表面になっている場合には、定められた方法で少なくとも 14 カ月に 1 度掃除をしなければならない。
    - (iii) その他の場合には、漆喰又は水性塗料を維持し、少なくとも 14 カ月に 1 度は再塗装をしなければならない。
  - (e) 第 d 号の必要とする作業が行われる日は、規定された登録簿に記録しなければならない。
- (2) 工場で運営される業務の種類観点から、工場責任者が第 1 項の規定に従うことが不可能な場合には、州政府は、命令により、同項の規定の一部の対象から、そのような工場又は特定の等級又は種類の工場を除外し、工場を清潔に保つ為の代替手段を支持することができる。

#### 第 14 条【廃棄物及び廃液の処理】

- (1) 工場で運営される製造工程にかかわる廃棄物及び廃液の処理のため、すべての工場は効果的手段を講じなければならない。
- (2) 州政府は、第 1 項に基づき講じられる手段について規定し、又は同項により講じられた手段が、定められた行政機関の承認を受けることを必要とする規則を制定することができる。

#### 第 15 条【換気及び室温】

- (1) 作業室の安全及び管理のため、すべての工場では、以下に掲げる事項に関して、効果的かつ適切な規定を定めなければならない
  - (a) 新鮮な空気の循環による十分な換気
  - (b) そこで働く労働者に適切な快適さを確保し健康への被害を防ぐ気温
    - (i) 壁及び屋根は、気温が上昇しすぎないように、可能な限り低く維持できる材料及び設計のものでなければならない。
    - (ii) 工場で行われる業務の性質が、非常に高温な製品を含み又は含み得る場合には高温の場所を隔離する等の効果的な方法により、高温のものを製造する工程と作業室を分離するような、労働者を保護するための実用的で適切な手段が講じられなければならない。
- (2) 州政府は、工場の全部又は特定の等級若しくは種類の工場のため、十分な換気及び適切な室温の基準を定め、そのような場所に温度計を設置し定められた位置で管理するよう命じることができる。
- (3) 州政府に対し、工場又は特定の等級若しくは種類の工場において、漆喰、スプレー又は外壁若しくは屋根若しくは窓の断熱や遮蔽により、又は屋根の水準を上げることにより、又は中空二重構造や断熱材を使用することで屋根を断熱することにより、又はその他の方法により、過度な高温を減少させることができることが明らかになった場合には、当該工場において採用されるべき上記方法又はその他の方法を定めなければならない。

#### 第 16 条【埃及び臭気】

- (1) 運営されている製造工程の性質上、そこで使用される労働者にとって有害又は不快な埃又は臭気その他の不潔物が発生するすべての工場では、その物質の作業室での蓄積及び労働者による吸入を防止するため、適切な措置が講じられなければならない、この目的

の為に排気装置が必要な場合には、可能な限り埃又は臭気その他の不潔物の発生場所に近い位置に設置し、その発生場所は可能な限り密閉しなければならない。

- (2) すべての工場では、設置した内燃機関は、排気ガスが外気に誘導され、排気ガスパイプが火傷や熱の放射を防止するために分離されている場合を除き、作動させてはならず、内燃機関は、作業室で使用される労働者にとって有害な排煙の蓄積を防止するために効果的な措置が講じられていない限り、いかなる部屋においても作動させてはならない。

#### 第 17 条【人為的加湿】

- (1) 州政府は、湿度を人為的に上げている工場について、以下に掲げる規則を定めることができる。
  - (a) 湿度の基準の規定
  - (b) 空気の人為的加湿のために用いる方法の規制
  - (c) 正確に実施され記録される湿度の決定のための定められた試験の指示
  - (d) 作業室での適切な換気と冷房を確保するために採用される方法の規定
- (2) 人為的に加湿がなされている工場では、その目的で使用される水は公的供給、その他飲料用の水源から得なければならない、使用前によく浄水しなければならない。
- (3) 検査官に、工場加湿に使用される、第(2)項に基づきよく浄水しなければならない水が浄水されていないことが明らかになった場合には、工場の経営者に対して、適切な方法を指定して、記載された日までに実行するよう書面で命令を送達することができる。

#### 第 18 条【過密状態】

- (1) 工場内のあらゆる作業室は、そこで使用されている労働者の健康に被害を与える程度に過密状態にしてはならない。
- (2) 第 1 項の規定に影響を及ぼすことなく、作業室で使用されるすべての労働者には、以下に掲げるものが与えられなければならない
  - (a) 1972 年労働法（改正）令の施行日に存在する工場の場合、少なくとも、350 立方フィートの空間
  - (b) 1972 年労働法（改正）令の施行日以降に建設された工場の場合には、少なくとも 500 立方フィートの空間
- (3) 主任検査官は、書面による命令をもって、工場の各作業室において、本条の規定に従って当該作業室で使用されている労働者の最大数を明示した通知を送付させることができる。



- (4) 主任検査官は、そこで使用されている労働者の健康のため本条の規定に従う必要がない作業室だと確信した場合には、書面による命令をもって、適切だと考える条件に従い、本条の規定を当該作業室に適用しないことができる。

#### 第 19 条【照明】

- (1) 労働者が作業し又は通過する工場のあらゆる場所に、以下に掲げるものを設置しかつ管理しなければならない。
- (a) 十分かつ適切な照明で、自然光若しくは人工光、又はその両方であるもの
  - (b) 通常の照明装置の故障の際に自動的に作動する作業室と通路の特定の場所の非常用照明
- (2) すべての工場では、第 15 条第 3 項により定められた規則に基づき、作業室の証明のために使用されるガラス窓及び天窗は外側及び内側共に清潔に維持し、可能な限り障害物を除去しなければならない。
- (3) すべての工場においては、効果的な対策が、可能な限り、以下に掲げる事項の防止のために定められなければならない。
- (a) 光源からの直接の又は平滑な又は光沢のある表面から反射する強い光
  - (b) 労働者の目の痛み又は事故の危険を引き起こす程度の影の形成
- (4) 州政府は、工場又は特定の投球又は種類の工場又は製造工程のための十分かつ適切な証明の基準を定めることができる。

#### 第 20 条【飲料水】

- (1) すべての工場では、そこで使用される労働者にとって便利な場所に、衛生的な飲料水の十分な備えを準備しかつ管理するための適切な措置を講じなければならない。
- (2) そのような場所のすべてにおいて、労働者の多数者が理解できる言語で、判読可能な「飲料水」との表示をしなければならず、その場所は、より近距離にあることが検査長により書面で承認されている場合を除き、手洗い場、簡易便所又は便所から 20 フィート以内に位置してはならない。
- (3) 常時 250 人以上の労働者が使用されている工場においては、効果的な方法による気温が高い日の飲料水の冷却及び分配、及び以下に掲げる事項につき講じるべき措置に関する規定を定めなければならない。
- (a) 水道が引かれていない場合には、毎日の水の入れ替え

- (b) 水が噴水式で引かれている場合でなければ、十分な数のカップ又はその他の水飲用容器
- (4) 州政府は、すべての工場又は特定の等級若しくは種類の工場につき、本条の規定の遵守を確保するための規則を定めることができる。

#### 第 21 条【簡易便所及び便所】

- (1) すべての工場では、
  - (a) 規定された種類の十分な簡易便所及び便所が、設置されなければならない。
  - (b) 困いのついた簡易便所及び便所は男性労働者と女性労働者のため別個に設置さなければならない。
  - (c) 簡易便所及び便所は十分な照明をつけ、換気し、検査長の書面による特別な免除がない限り、間の広場や換気された通路を介さなければ、作業室と通じてはならない。
  - (d) すべての簡易便所及び便所は、いつでも適切な洗浄性若しくは殺菌性又はその両方により、清潔で衛生的な状態を維持しなければならない。
  - (e) 簡易便所及び便所の床及び内側の壁及び清潔なブロックは、3 フィートの高さが必要で、滑らかに磨かれた遮水性の表面にしなければならない。
  - (f) 洗い場は清潔で便利な近いところに設置しなければならない。
- (2) 州政府は、常時使用される労働者の男女比及び工場内の衛生上の観点から、工場において設置される簡易便所及び便所の数を規定することができる。

#### 第 22 条【痰壺】

- (1) すべての工場では、便利な場所に、清潔で衛生的な状態を維持された十分な数の痰壺を設置しなければならない。
- (2) 州政府は、設置する痰壺の種類及び数量及び、その他の、清潔で衛生的な状態の維持に関して、必要と考えられる事項を規定する規則を定めることができる。
- (3) 工場の建物内では、その目的で設置されたたんつぼ以外には吐いてはならない。この規定の通知及びその違反に対する罰則は、建物の中の適切な場所に目立つように展示しなければならない。
- (4) 第 3 項の規定に違反した者は、2 ルピー以下の罰金に処せられる。

#### 第 23 条【伝染性又は感染性の病気の予防】

- (1) すべての工場労働者は、工場医による検診の後、その労働者が伝染性又は感染性の病気を患っていない旨の項目が毎年1月及び7月に記録される、「衛生カード」が与えられる。その検診の費用は州政府が定め、工場の工場責任者又は経営者が負担する。
- (2) 労働者が第1項に基づく検査で伝染性又は感染性の病気を患っていることが明らかとなった場合には、病気から回復したと宣言されるまでは、労働に参加してはならない。

#### 第23条のA【ワクチン接種及び注射の義務】

工場のすべての労働者は上記病気に対する予防接種及び注射を定められた間隔で行わなければならない。そのワクチン接種及び注射の費用は、工場の工場責任者又は経営者が負担しなければならない。

#### 第24条【食堂の提供に関する規定の制定権限】

- (1) 州政府は、250人以上の労働者が常時使用されている特定の工場では、十分な食堂が労働者の使用のために用意されることを必要とする規則を定めることができる。
- (2) 他の権限に影響を及ぼすことなく、その規則は以下に掲げる事項を定めることができる。
  - (a) 食堂が準備されるべき日
  - (b) 建物、座席、家具その他の食堂の設備に関する基準
  - (c) そこで提供される食料及び設定される料金
  - (d) 食堂の経営における労働者の代表
  - (e) 定められた条件に従い、第c号に基づき規則を定める権限を、主任検査官によるも行使も可能とする旨

第24条のA【福祉担当者】常時500人以上の労働者が使用されるすべての工場では、工場責任者又は経営者は、定められた義務を負い、定められた期間及び条件で、定められた数の資格を持った福祉担当者を雇用しなければならない。

#### 第25条【火災対策】

- (1) すべての工場では、火災の場合のため、定められた避難方法を準備しなければならない。
- (2) 検査官が工場に第1項に規定された避難方法が準備されていないことを知った場合に

は、工場の経営者に対し、命令に記載された日までに、採用すべき方法を記載した書面による命令を送達することができる。

- (3) すべての工場では、あらゆる部屋からの出口となる扉は、室内にいる者が内側から容易にかつ迅速に開けることができるよう、施錠し又は閉め切ってはならず、そのようなすべてのドアは、引き戸でない限り、外側に、ドアが2つの部屋の間にある場合には、建物から最寄りの出口の方へ開くように造らなければならない、作業室で業務が行われている間は施錠又は塞いではならず、いつでも障害となる物は排除しておかなければならない。
- (4) すべての工場では、火災の際に避難経路となるすべての窓、扉又は出口は、通常使用する場合以外では、労働者の多数が理解できる言語で十分な大きさの赤い文字で又は効果的で明確な理解しやすい他の標識により明確に表示しなければならない。
- (5) すべての工場では、火災の際にそこで使用されるすべての労働者に効果的で明確な聞きやすい警告の手段を講じなければならない。
- (6) 火災の際に逃走手段となる自由に通ることのできる通路は、すべての工場のすべての部屋にいる全労働者の利用のために管理しなければならない。
- (7) すべての工場では、常時10人以上が使用される場所で、2階以上の場所又は爆発性の若しくは高度に可燃性の物質が保管されている場所においては、すべての労働者に、火災の際の避難手段について詳細に把握させ、従うべき手順を十分に訓練するための、効果的な手段が講じられなければならない。
- (8) 州政府は、工場又は特定の等級又は種類、火災及び自然災害の際の避難手段及び設置及び管理すべき消火設備の量に関して定める規則を定めることができる。

#### 第26条【機械の柵】

- (1) すべての工場では、以下に掲げるものは、柵が必要な機械の一部が稼働中又は使用中の間は、それを中に入れておく頑丈な保護物で安全に囲わなければならない。
  - (a) 原動力のすべての可動部分及び、原動力に接続されたすべてのはずみ車
  - (b) すべての水車及び水力タービンの導水路及び放水路
  - (c) 旋盤の主軸台の上に突き出たストックバーの一部分
  - (d) 安全に柵で囲われているのと同様に工場で使用されるすべての者にとって安全である場所又は建物にいないのでない限り、
    - (i) 発電機、モーター又は回転変流器のすべての部分
    - (ii) 伝動装置のすべての部分

(iii) 機械のすべての危険な部分

ただし、上記種類の機械が、柵で安全に囲うことができない危険な部分の場合には、以下に掲げる適切な手段を代用して柵をすることができる。

(i) 業務が危険な部分に接触することを自動的に防止する装置

(ii) 自動停止装置

ただし、機械のいずれの部分もが上述のように安全な場所又は構造であるかを判断する際には、機械の稼働中の機械の検査や、検査の結果機械の稼働中にベルトの取付け若しくは移動、潤滑又はその他の適合作業を行うことが必要になり、その検査又は作業が第 27 条の規定に従って行われていることを考慮してはならない。

- (2) 機械の囲いに関するこの法律の他の規定に影響を及ぼさず、回転軸、紡錘車輪又はピニオンすべてのねじ、ボルト及びカギ、及び動いている拍車、ウォーム及び他の歯車式若しくは摩擦式のギアで、労働者が接触し得るものは、そのような接触を防止するため、安全に囲いをしなければならない。
- (3) 州政府は、課せられた条件に従い、労働者の安全を確保する目的で、適切な機械又はその一部を、本条の規定から免除することができる。
- (4) 州政府は、規則により、特定の機械又はその一部について必要と考えるさらなる予防をさだめることができる。

**第 27 条【稼働中の機械での又はその近くでの労働】**

- (1) 工場で機械の稼働中に第 26 条で規定された機械の一部の検査が必要になり、又はその検査の結果機械の稼働中にベルトの取付け若しくは移動、潤滑又はその他の適合作業が必要になった場合には、そのような検査又は作業は、適切な大きさの服装の、定められた登録簿に名前が記録された、特別に訓練を受けた成人男性の労働者により事項されなければならない。その従事中は、ベルトが幅 6 インチ未満で、かつ、ベルトジョイントがひものついたもの又はベルトと同じ高さものでない限り、動く滑車のところでベルトを触ってはならない。
- (2) 女性又は児童は、いかなる工場においても、稼働中に機械のいかなる部分についても清掃し、油を注し若しくは調節すること、又は稼働中の機械の可動部分の間若しくは固定された部分と動く部分の間で労働することができない。
- (3) 州政府は、官報の告示により、明示されたすべての工場又は特定の等級若しくは種類の工場において、明示された機械の稼働中の部分の清掃、油注し又は調整を禁止するこ

とができる。

#### 第 28 条【危険な機械での若者の使用】

- (1) いかなる児童又は青年も、機械に関して生じる危険及び留意すべき点に関して十分に指導を受け、さらに以下に掲げる場合でない限り機械の付近で労働することはできない。
  - (a) 機械を用いる労働について十分な訓練を受けた場合
  - (b) 機械について詳細な知識及び権利を有する者による十分な監督下にある場合
- (2) 本条は州政府が、上述の要件を満たした場合を除き、児童又は青年をその付近で使用してはならない程度に危険な性質のものとして通知する機械に適用される。

#### 第 29 条【動力を遮断するストライキングギア及び装置】

- (1) すべての工場では、
  - (a) 適切なストライキングギア又はその他の効果的な機械装置を設置し、管理し又は伝動装置の一部である固定された滑車及び固定されていない滑車に又はそこからベルトを動かすために使用しなければならず、そのようなギア又は装置はベルトが固定された滑車のところへ戻ることを防止するように組立て、設置及び管理しなければならない。
  - (b) 駆動ベルトは、稼働中の軸で休息し又は上に乗ることが認められない。
- (2) すべての工場では、緊急時に稼働している装置の電源を切る適切な装置が、すべての作業室に設置及び管理されなければならない。
- (3) この法律の施行前から操業中の工場については、第 2 項の規定は動力のために電気が使用されている作業室にのみ適用される。

#### 第 30 条【自動装置】

すべての工場における自動装置の旋回する部分及びそこに運ばれる材料は、それが稼働する空間が労働またはその他の過程で通過する者がいる場所である場合には、機械の一部ではない固定構造物から 18 インチ以内での外側の又は内側の旋回を継続することはできない。

ただし、主任検査官は、適当と考える安全確保のための条件で、本城の要求に従わない、1972 年労働法 (改正) 令の施行前に導入された機械の使用の継続を許可することができる。

### 第 31 条【新しい機械の囲い】

- (1) 動力により動く、1972 年労働法（改正）令の施行後に導入されたすべての機械は、
  - (a) すべてのスクリュー、調帯又は回転シャフト、軸、歯車若しくはピニオンの留め具は、危険を防ぐために埋め込み、包み込み又はその他効果的な保護をしなければならない。
  - (b) 稼働中に頻繁な調整を必要としないすべての拍車、ウォーム及び他の歯車式若しくは摩擦式のギアは、完全に包み込まれた状態と同様に安全に設置されていない限り、完全に包み込まなければならない。
- (2) 使用目的で、第 1 項の規定に従っていない、動力により操作する機械を売り又は賃貸しし、売人又は賃貸人の代理人として、販売又は賃貸しをさせ又は獲得する者は、3 月以下の懲役若しくは 500 ルピー以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- (3) 州政府は、その他の特定の機械又は等級若しくは種類の機械の危険な部分に関して規定される条項を明示した規則を定めることができる。

### 第 32 条【開綿機付近での女性及び児童の雇用の禁止】

開綿機が稼働している綿加工工場のいかなる場所においても、女性又は児童を使用することはできない。

ただし、開綿機の供給端が、屋根又は検査官が特定の場合に書面で明示した高さの仕切り壁により、送出端とは別の作業室にある場合には、女性及び児童を供給端が設置されている側の仕切り壁の付近で使用することができる。

### 第 33 条【クレーン及びその他の吊下げ装置】

- (1) 以下の規定は、工場の巻き巻上機及び昇降機以外の、クレーンやその他の吊下げ装置について適用される。
  - (a) 稼働中の歯車、固定されているか動かせるものかを問わず、ロープ及び鎖そして固定装置を含むすべての部分は、
    - (i) 望ましい機械的構造、堅固な材料及び十分な強度のあるもの
    - (ii) 適切に管理されること
    - (iii) 12 ヶ月の期間に少なくとも一度は、適格者により徹底的な検査され、登録簿には、その検査の定められた項目を含んでいなければならない。
  - (b) そのような機械は、明白に表示された安全動作積載量を超えて載せることはできな

い。

- (c) 移動クレーンの通路で又はその近くの、クレーンが衝突する可能性のある場所で使用され又は働く者がいる場合、クレーンが 20 フィート以内に近づかず、又は電流の流れている電線に事故により接触しないよう保障するための効果的な措置が講じられなければならない。
  - (d) 過巻防止装置は、制限の超過を防ぐために設置しなければならない。
  - (e) ジブの上下が可能なジブ付クレーンには、自動安全負荷指示計を設置し又はジブの傾きに対応する安全動作積載量の表を貼付しなければならない。
- (2) 州政府は、工場の昇降装置又は特定の等級若しくは種類の昇降装置につき、以下に掲げる規則を定めることができる。
- (a) 本条において列挙される事項に加え、従うべき必要事項を規定するもの
  - (b) その意見によると、遵守することが不必要又は不可能な場合に、本条の必要とする事項の全部又は一部の遵守を免除するもの

#### 第 33 条の A 【巻上機及び昇降機】

- (1) すべての工場では、
- (a) すべての巻上機及び昇降機は、
    - (i) 望ましい機械的構造、堅固な材料及び十分な強度のあるもので、
    - (ii) 適切に管理し、この点につき主任検査官により権限を与えられて適格者により、少なくとも 6 カ月に一度は徹底的に検査されなければならない。登録簿には、その検査の定められた項目を含んでいなければならない。検査の複写を主任検査官に送付しなければならない。
  - (b) すべての巻上機及び昇降機の乗り口は、乗場出入口に適した囲いにより十分に保護しなければならない。巻上機又は昇降機及びすべての囲いは、巻上機又は昇降機と固定構造又は動く部分の間から人又は物が落ちない構造にしなければならない。
  - (c) 最大安全作動積載量は、すべての巻上機又は昇降機に明白に表示されなければならない。これを超える積載を運搬してはならない。
  - (d) 人を運搬するためのすべての巻上機又は昇降機のかごは、乗場に接続される入口の両側に合っていないなければならない。
  - (e) 第 b 号又は第 d 号に示されたすべての乗場出入口は、連結部や、エレベーターが乗場にある場合を除きドアが開かず、入り口が閉じている場合でない限りかごが動かな



いことを保障するその他の効果的装置に適合していなければならない。

- (2) 以下に掲げる追加的条件は、人の運搬の為に使用されている、1972 年労働法（改正）令の施行後に工場に導入又は改造された巻上機及び昇降機に適用される。
  - (a) かごがロープ又は鎖に支えられている場合には、少なくとも個別の 2 本の縄又は鎖でかごと釣合錘を繋げなければならない、付属物ついた各ロープ又は鎖は、最大積載時のかご全体の重量を動かせるものでなければならない。
  - (b) 縄、鎖又は付属物の故障の際に最大積載量の場合のかごを支えることのできる効果的装置を設置及び管理しなければならない。
  - (c) 効果的自動装置がかごの過走を防止するために設置及び管理されなければならない。
- (3) 主任検査官は、相当と認める安全確保のための条件を課すことにより、第 1 項の規定に十分に従っていない、この法律の施行前に工場に設置された巻上機又は昇降機の継続的使用を許可することができる。
- (4) 州政府は、特定の巻上機又は昇降機の等級又は種類に関して、第 1 項及び第 2 項の要件を課すことが不合理と考える場合には、命令をもって、当該要件がその巻上機又は昇降機の特定の等級又は種類には適用されない旨を指示することができる。

#### 第 33 条の B 【回転装置】

- (1) 工場内の研磨過程を行っているすべての部屋では、回転研磨盤若しくは砥石車、最大安全稼働周速、車輪が取り付けられた羽軸又は心棒の速度及びその安全稼働周速を確保するのに必要な羽軸又は心棒についての滑車の直系を表示した通知を、各使用中の機械の近くに添付又は設置しなければならない
- (2) 第 1 項に基づく通知に示された速度を超えてはならない。
- (3) 動力により稼働する、旋回槽、かご、フライホイール、滑車、円盤又は類似の装置の安全稼働速度を確保するため、すべての工場では、効果的な措置が講じられなければならない。

#### 第 33 条の C 【圧力プラント】

- (1) 工場において製造工程で使用されるプラント又は機械の一部が、大気圧を超える圧力で稼働している場合には、その部分が安全作動圧力を超過していないことを保障するための措置を講じなければならない。
- (2) 州政府は、第 1 項のプラント又は機械の検査及び試験について規定し、及びすべての

工場又は特定の等級又は種類の工場に必要と考えるその他の安全対策を規定した規則を定めることができる。

#### 第 33 条の D 【床、階段及び立入手段】

すべての工場では、

- (a) すべての床、階段、通路及び臨時通路は、堅固な構造で適切に管理されていなければならない。安全確保が不可欠な場所では、昇降段、階段、はしご、通路及び臨時通路には丈夫な手すりを設置しなければならない。
- (b) 可能な限り速やかに、いつでも人々が働かなければならない場所への出入りの手段を用意及び管理しなければならない。
- (c) 労働者が落下し得るすべての場所から 3 フィート 60 インチ程度の距離の場所には、柵又はその他の適切な保護物を設置しなければならない。
- (d) 湿式の工程での床の排水及び薄い踏み台や足場の使用に関する適切な規定を定めなければならない。

#### 第 33 条の E 【床のくぼみ、水だめ、穴等】

- (1) すべての工場では、その深さ、状況、構造又は内容物の理由により危険の原因となり又はなり得るすべての固定された容器、水だめ、タンクのくぼみ又は地面又は床にある穴は、安全に覆い又は安全のため柵を設けなければならない。
- (2) 州政府は、書面による命令をもって、課せられた条件に従うことで、いくつかの工場又は特定の等級若しくは種類の工場に対して、容器、水だめ、タンクのくぼみ又は穴につき、本条の規定に従うことを免除することができる。

#### 第 33 条の F 【過度な重量】

- (1) 何人も、工場において傷害につながり得る程度に重い荷物を持ち上げ、運び又は動かすために使用することができない。
- (2) 州政府は、工場又は特定の工程の操業のために使用される成人男性、成人女性、青年及び児童が持ち上げ、運び又は動かすことのできる最大重量を規定した規則を定めることができる。

#### 第 33 条の G 【目の保護】

州政府は、工場で運営される製造工程に関して、命令により、以下に掲げる場合を含む工程において又はその付近で使用される者の保護のため、効果的な幕又は適切なゴーグルを準備しなければならない旨の指示をすることができる。

- (a) 工程の過程で飛んだ小片又は破片により目を負傷する危険のある場合
- (b) 過度の光や熱にさらされることにより目を負傷する危険のある場合

### 33 条の H【欠陥部分の明示と安全性の試験を要求する権利】

検査官に、建物又は通路の一部分、工場内の機械又はプラントが人命又は安全に対する危険を有する状態にあることが明らかになった場合には、検査官は、工場経営者に対して書面による命令をもって、以下に掲げる行為を、明示した日までに送達することができる。

- (a) その建物、通路、機械又はプラントが安全に使用されているかを判断するのに必要な図面、設計書その他の事項を提供すること
- (b) 明示された部分の強度又は質の判断に必要な試験を実施し、その結果を検査官に通知すること

### 33 条の I【建物、機械及び製造工程の安全】

- (1) 検査官に建物の全部若しくは一部又は通路の一部、工場内の機械又はプラント又は製造工程が人の健康又は安全にとって危険な状態にあることが明らかになった場合には、検査官は、工場経営者に対して、明示した日までに講じるべきと考える措置を記載した書面による命令を、送達することができる。
- (2) 主任検査官に、労働者に対して深刻な危険を伴っているため、第 1 項の要件が満たされていないことが明らかになった場合には、危険が解消されるまで、工場又はその一部での、危険の解消の目的上合理的に雇用が不可欠ではない者の雇用を禁止する旨を、そう考える理由も記載した書面による命令を、工場経営者に送達することができる。
- (3) 主任検査官に、建物若しくはその一部又は通路の一部、又は工場内の機械若しくはプラント若しくは製造工程の使用には、人の健康又は安全に対して切迫した危険があることが明らかになった場合には、主任検査官は、その危険が解消されるまで工場又はその一部での、危険の解消の目的上合理的に雇用が不可欠ではない者の雇用を禁止する旨の書面による命令を工場経営者に送達することができる。
- (4) 第 2 項又は第 3 項における違反は、工場の、同項に基づき工場又はその一部での雇用が禁止されている者の雇用関係の継続には影響しないものとする。

### 第 33 条の J【この章を補足する規則の制定権限】

- (1) 工場又は特定の等級若しくは種類の工場では、必要と考えられるそこで使用される者の安全を確保するための装置及び手段は採用されなければならない。
- (2) 動力の補助により操業される製造工程での業務は、資格を有する者の署名のある、定められた形式による安定性の証明書が主任検査官に送付されるまで、建設され又は工場として使用されている建物又はその一部において開始してはならない。

### 第 33 条の K【有害な臭気に対する対策】

- (1) 工場では、適切な大きさの蓋やその他の立入りに適した措置を講じていない限り、何人も、人に危険が及ぶ程度の危険な臭気のある燃焼室、タンク、大桶、くぼみ、パイプ、煙道又はその他の狭い空間に入り又は入る許可を受けることはできない。
- (2) 工場内では、第 1 項にいう狭い空間で、24 ボルトを超える電圧の持運び用照明を使用することは許されず、その場の空気が可燃性の場合には、防火構造でないランプ又は照明をそのような狭い空間で使用することは許されない。
- (3) 工場内の者は、臭気を除去し及び臭気の侵入を防ぐあらゆる実行的措置を講じ、かつ、以下に掲げる場合に該当する場合を除き、第(1)項にいうような狭い空間に立ち入り又は立入りの許可を得ることはできない。
  - (a) その空間に危険な臭気がなく人の立入りに適していることにつき、有資格者の実施した試験に基づきその者の作成した書面による証明がある場合
  - (b) 労働者が適切な呼吸装置を装備し、ベルトが一端が狭い空間の外で立っている者が持っているロープにしっかりと固定されている場合
- (4) 適切な呼吸装置、蘇生装置及びベルトやロープは、いずれの工場でも、すぐに使用できるよう、蒸気のように人が立ち入る狭い空間の付近に準備しなければならない。そのすべての装置は適切に検査し、有資格者により使用に適している旨の証明がされなければならない。そして各工場で使用される者のうちの十分な数が、そのような装置の使用及び呼吸を蘇生する方法について訓練を受け練習をしていなければならない。
- (5) 何人も工場内では、換気又はその他の安全な立入りの方法により十分に冷却されていない限り、ボイラ燃焼室内、ボイラ煙道、燃焼室、タンク、大桶、パイプその他の狭い空間に、作業又は検査の目的で立ち入ることは許されない。
- (6) 州政府は、第 1 項にいう蓋の最大寸法を定めた規則を作ることができ、書面による命

令をもって、課すことが適切と考える条件に従う場合には、工場又は特定の等級又は種類の工場につき本条の規定の適用から除外することができる。

#### 第 33 条の L【爆発性又は可燃性の埃、ガス等】

- (1) 工場内では、発火により爆発する可能性のある性質及び程度の埃、ガス、臭気又は蒸気を生じる製造工程の場合には、以下に掲げる方法により、爆発を防ぐためのあらゆる実効的な措置が講じられなければならない。
  - (a) 工程で使用されるプラント又は機械の効果的密閉
  - (b) その埃、ガス、臭気又は蒸気の蓄積の排出又は防止
  - (c) すべての可能性のある点火源の除去又は効果的密閉
- (2) 工場では、第(1)項にいう工程で使用されるプラント又は機械が、爆発により生じると予想される圧力に耐えうる構造でない場合には、プラント又は機械の中の閉止装置、調節装置、通気口又はその他の効果的な設備により、爆発の拡大又は影響を制限するためのあらゆる措置を講じなければならない。
- (3) 工場内のプラント又は機械のいずれかの部分に、大気圧以上の圧力の状態で爆発性又は可燃性のガス又は蒸気が含まれている場合には、その部分は以下に掲げる規定に従っている場合を除き、解放状態にしてはならない。
- (4) 爆発性又は引火性の物質を含む又は含んでいたプラント、タンク又は配管には、そこで生じる物質や臭気を除去し又はその物質や臭気を非爆発性若しくは不燃性のものに変えるための適切な措置が講じられない限り、熱を発する溶接、鋸接、ハンダ又は切断の作業、又はドリルを使った作業、又はその他の熱または閃光を発する作業をしてはならず、その物質への引火の危険を防ぐほど十分に金属が冷却されるまで、上記作業の後、そのような物質をプラント、タンク又は配管の中にそのような物質を入り込ませてはならない。
- (5) 州政府は、規則により、定められた条件を満たした場合に工場又は特定の等級若しくは種類の工場への本条の規定の適用を除外することができる。

#### 第 33 条の M【児童を除外する権限】

- (1) 州政府は、合法的に使用することのできない児童の、特定の等級の工場又はその特定の一部への採用を禁止する規則を定めることができる。
- (2) 検査官に、工場又はその一部で合法的に使用できない児童の存在が、その者にとって危険であり又はその健康に有害であることが明らかになった場合には、工場経営者に対

して、工場又はその一部に児童を採用しないよう命じる書面による命令を送達することができる。

#### 第 33 条の N【一定の工事の通知】

工場において死亡又は事故が起こってから 48 時間の間労働の継続が妨げられるような身体への傷害が生じる、又はこの点につき定められた種類の事故が生じた場合には、工場の経営者は通知を、定められた形式及び定められた時間内に、定められた行政機関に送付しなければならない。

#### 33 条の P【訴え】

- (1) この章の規定に基づき検査官による書面による命令が送達された工場経営者、又は工場責任者は、命令の送達から 30 日以内に、州政府又は州政府が選任した機関に対して訴えを提起しなければならない。州政府又は選任された機関は、州政府がこの点について定めた規則に従うことを条件として、命令を承認し、修正し又は取り消すことができる。
- (2) 上訴機関は、請求又は不服申立てにおいて求められている場合には、補佐役の補佐を伴って不服申立てをすることができ、そのうちの 1 人は上訴機関により選任された者であり、もう 1 人はこの点につき州政府が定めた、関連する産業を代表する者でなければならない。

ただし、その者が補佐役を選任しなかった場合又は選任された補佐役が訴えを審理するために設定された時間及び場所に出席しなかった場合には、上訴当局は、出席しなかったことに正当な理由があることを確信した場合を除き、補佐役の助けなしに訴えを審理する手続を進めることができる。

- (3) 第 33 条の I 第 3 項又は第 33 条の M 第 2 項による命令に対する不服申立ての場合を除き、上訴機関は、いかなる場合にも課せられる暫定措置の部分的遵守又は採用という条件に従うことで、上訴の決定に対してなされた命令を保留することができる。

#### 第 33 条の Q【休憩時間の待合所に関する健康及び安全の規則制定の追加的権限】

- (1) 州政府は、常時 150 人を超える労働者が使用される特定の工場では、休憩時間中の労働者が使用するために、十分な休憩室を設置することを求める規則を定めることができ、その規則はその待合所の基準を定めていなければならない。
- (2) 【児童の部屋】

州政府は、以下に掲げる事項を定める規則を制定することができる。

- (a) 常時 50 人を超える女性を使用する工場では、その女性が世話をしている 6 歳以下の児童が使用するための適切な部屋を用意するよう要求すること
- (b) その部屋の基準及び児童の監護の種類

(3) 【安定性の証明】

州政府は、特定の等級の工場及び州の全部又は一部につき、動力の補助により操業される製造工程での業務は、資格を有する者の署名のある、定められた形式による安定性の証明書が主任検査官に送付されるまで、この法律の施行後に建設され又は工場として使用されている建物又はその一部において開始してはならないことを求める規則を定めることができる。

(4) 【危険な工程】

州政府が、工場内での業務により、そこで使用される者が身体への傷害、中毒又は病気の深刻な危険にさらされていることを確信した場合には、以下に掲げる業務が行われているすべての工場又は特定の等級の工場に適用される規則を定めることができる。

- (a) 業務の特定及び危険の宣言
  - (b) その業務での女性、青年又は児童の雇用の禁止又は制限
  - (c) その業務で労働し又は労働しようとする者の健康診断を実施し、その労働に適することが証明されなかった者の使用を禁止すること
  - (d) その業務で又はそれが行われている場所の近くで使用されるすべての者の保護手段を用意すること
- (5) 州政府は、工場責任者又は苦情経営者に応急処置のための備品を管理させ、適切な救護及び使用をすることを求める規則を定めることができる。

## 第 4 章 成人の労働時間の制限

### 第 34 条 【週の労働時間】

成人の労働者は、工場では週に 48 時間を超えて、工場が季節工場である場合には週に 50 時間を超えて、労働を許し又は要求することはできない。

ただし、工場の技術的理由で労働に従事している成人の労働者は特定の週に 56 時間であれば一日中継続することができる。

### 第 35 条 【週休】

- (1) いかなる成人の労働者も、以下に掲げる場合でない限り、日曜日に工場で労働することを許され又は要求されてはならない。
  - (a) その日曜日の前後 3 日のうち 1 日が、全日の休日である場合
  - (b) 工場経営者がその日曜日又はその振替えとなる日のいずれか早い方より前に、以下に掲げる行為をした場合
    - (i) 検査官の事務所に、労働者に日曜日の労働を求める意図及びその振り替えとなる日についての通知を送ること
    - (ii) その通知を有効に工場に掲示することただし、全日の休日なく継続して 10 日を超えて労働することになる場合には振替休日の設定は許されない。
- (2) 第 1 項に基づき与えられた通知は、その日曜日又は撤回される休日のいずれか早い方より以前に、検査官の事務所に送られた通知及び工場に掲示された通知により撤回することができる。
- (3) 第 1 項の規定に従い、日曜日に労働しそれ以前の 3 日間のうち 1 日を休日とする場合には、その日曜日は、週の労働時間の計算上、その前の週に含めるものとする。

#### 第 35 条の A 【代休】

- (1) この法律の第 36 条の規定の適用を工場又はその労働者から除外する規定に基づいて命令を発すること又は規則を定めることの結果として、労働者が同条第 1 項の規定により週休が奪われた場合には、彼は条項に応じてできるだけ早く、失った休日と同数の代休が許されなければならない。
- (2) 州政府は、第(1)項の規定により休日を認める方法を定めた規則を制定することができる。

#### 第 36 条 【一日の労働時間】

成人の労働者は、工場では一日に 9 時間を超えて、労働を許し又は要求することはできない。

ただし、季節工場における成人男性の労働者は 1 日に 10 時間労働することができる。

#### 第 37 条 【休憩時間】

成人労働者の工場での各日の労働時間は、以下に掲げるように設定しなければならない。



- (a) いずれの時間も 6 時間を超えず、いずれの労働者も最低 1 時間の休憩をとるまでに 6 時間を超えて労働しないこと
- (b) いずれの時間も 5 時間を超えず、いずれの労働者も最低 30 分間の休憩をとるまでに 5 時間を超え、又はその休憩を 2 回とるまでに 8 時間半を超えて労働しないこと

#### 第 38 条【労働時間伸縮制度】

工場で働く成人の労働時間は、一般的に又は特定の工場につき、州政府の許可があり、かつ、課せられた条件に従う場合を除き、37 条に基づく休憩時間の間隔に加え、10 時間半を超え、工場が季節工場の場合には、1 日に 11 時間半をえて延長してはならない。

#### 第 39 条【成人労働時間通知とその準備】

- (1) すべての工場では、第 76 条第 2 項の規定に従い、成人の労働者が要求される労働時間を明確に示した成人労働時間通知を掲示し及び適切に管理しなければならない。
- (2) 第 1 項で必要とされる通知において示される時間は、本条の以下の規定に従って、事前に定められなければならない。その時間に労働する労働者は第 34 条、第 35 条、第 36 条、第 37 条及び第 38 条の規定に違反しないようにしなければならない。
- (3) 工場内のすべての成人の労働者が同じ労働時間内に労働する必要がある場合には、工場経営者はその時間を労働者一般に対して設定しなければならない。
- (4) 工場内のすべての成人労働者が同一の時間に働くことが必要ではない場合には、工場経営者は、その仕事の種類に応じて、いくつかのグループに分けなければならない。
- (5) それぞれのグループが交替時間制で働く必要がない場合には、工場経営者は、グループが働く必要のある時間内にその時間を設定しなければならない。
- (6) それぞれのグループが交替時間制で働く必要があり、交替班が事前に決定された交替周期に従う必要がない場合には、工場経営者は各交替班が働く必要のある時間内にその時間を設定しなければならない。
- (7) それぞれのグループが交替時間制で働く必要があり、交替班が事前に決定された交替周期に従う必要がある場合には、工場経営者は、いずれかの交替班が働く必要がある時間内で交替時間の計画を立てなければならない。その日のいずれかの時間に働く予定の交替班はその日を知っていなければならない。
- (8) 州政府は、成人労働時間通知の書式及びその管理方法を定めた規則を制定することができる。

#### 第 40 条【検査官に送るべき労働時間の通知の複写】

- (1) この法律の施行から 14 日以内に、工場がこの法律の施行後に業務を開始した場合には、その開始前に、第 39 条第 1 項にいう通知の複写は検査官に 2 通送付されなければならない。
- (2) 工場内での労働の制度に関して提案された変更で通知の内容の変更が必要なものは、その変更がなされるまでに、検査官に対し、2 通送付しなければならないが、検査官による事前の制裁による場合を除き、そのような変更は、最終の変更から 1 週間が経過するまで効力を有しない

#### 第 41 条【成人労働者登録簿】

- (1) すべての工場経営者は、以下に掲げる事項を記載した成人労働者登録簿を管理しなければならない。
  - (a) 工場内の各成人の労働者の氏名及び年齢
  - (b) 業務の種類
  - (c) 存在する場合には、所属するグループ
  - (d) 交替時間制のグループ、割り当てられた交替班
  - (e) 定められたその他の事項

ただし、検査官が、工場内の業務の一部として管理されている総員名簿又は登録簿が、工場内の労働者の全部又は一部について、本条で求められている項目を記載していると考えられる場合には、書面による命令をもって、その総員名簿又は登録簿は一致する限度において、工場で管理し、成人労働者登録簿として扱うことを命じることができる。

ただし、州政府が、工場又は特定の等級の工場内での労働条件につき、その工場又はその等級の工場については、この章の規定の違反の明らかな危険がないと確信した場合には、書面による命令をもって、課された条件を満たすことにより、本条の規定の適用から、工場又はその等級の工場のすべてを除外することができる。

- (2) 州政府は、成人労働者登録簿の形式、管理の方法及び保存期間を定めた規則を制定することができる。

#### 第 42 条【第 39 条に基づく通知と第 41 条に基づく登録に従った労働時間】

いかなる成人労働者も、第 39 条第 1 項に基づき掲示された成人労働時間通知及び第 41

条に基づき管理される成人労働者登録簿内に事前に記入された氏名に従っている場合を除き、労働を許され又は要求されない。

#### 第 43 条【規則を定める権限】

- (1) 州政府は、監督又は経営の職務を行う又は工場において重要な地位に雇われている者を定義する規則を制定することができ、第 45 条第 1 項第 b 号規定及び同項のただし書を除く、この章の規定は上述の定義された者には適用されない。
- (2) 州政府は、規則で定められた範囲及び規則で定められた条件に従うことで、以下に掲げる成人労働者を除外する規則を定めることができる。
  - (a) 緊急修理に従事する労働者-第 34 条、第 35 条、第 36 条、第 37 条及び第 38 条の規定
  - (b) 工場の一般の労働者のために規定された制限に拘束されずに業務に従事する必要のある、準備又は補足的な種類の業務に従事する労働者
  - (c) 労働時間中に働いていない時間の間隔が通常第 37 条で求められる休憩の間隔に達するために断続せざるをえない業務に従事する労働者-第 34 条、第 36 条、第 37 条及び第 38 条の規定
  - (d) 技術的理由で一日中継続してなされる業務に従事する労働者-第 34 条、第 35 条、第 36 条、第 37 条及び第 38 条の規定
  - (e) 毎日製造し又は供給しなければならない必需品の製造又は供給に従事する労働者-第 35 条の規定
  - (f) 決まった季節を除き操業することができない製造工程に従事する労働者-第 35 条の規定
  - (g) 自然の力の不規則な働きに依存している場合を除き、操業することができない製造工程に従事する労働者-第 35 条及び第 37 条の規定
  - (h) 機関室又は汽罐室で従事する労働者-第 35 条の規定
- (3) 第 2 項に基づき定められた除外に関する規則で州政府が得策と考えるものは、課された条件に従うことにより、第 39 条及び第 40 条の規定が必然的に除外される。
- (4) 本条に基づく規則の制定において、州政府は、すべての階級の労働者の週の最大労働時間を定めなければならない、そこで規定される除外規定は、第 2 項第 a 号に基づく除外規定を除き、その制限に従わなければならない。
- (5) 本条に基づき定められる規則は、3 年を上限として効力を有する。

#### 第 44 条【制限を除外する命令を出す権限】

- (1) 州政府が、行われている業務の種類又はその他の状況のため、工場又は特定の等級での工場における成人労働者の労働時間を事前に設定するよう求めることが合理的でない  
と確信した場合には、書面による命令をもって、そのような労働者に関して第 39 条及び  
第 40 条の規定を、労働時間の管理を保障するのが得策だと考えられる条件に従うこと  
により、適当と考える期間及び方法に緩和又は修正することができる。
- (2) 州政府、又は州政府の指揮監督に従うことで主任検査官は、工場が例外的な激務を行  
うために除外が必要であることを理由に、書面による命令をもって、工場内の成人労働  
者の一部若しくは全部、又は工場の集団若しくは等級から、得策と考える条件により、  
第 34 条、第 35 条、第 36 条、第 37 条、第 38 条、第 39 条及び第 40 条の規定の全部又は  
一部を除外することができる。
- (3) 労働者の週の法定労働時間に関する第 2 項に規定された除外は、第 43 条第 4 項に基  
づき規定された最大限度に従わなければならない。
- (4) 第 2 項に基づく命令は、命令による指定により、工場経営者に通知が送達された日か  
ら 2 カ月を超えない期間の間効力を有する。

ただし、州政府が公共の利益の観点から必要と考える場合には、州政府は随時、官報  
の告示により、1 度に 6 カ月を超えない限度で、通知の指定するように命令の効力を延長  
することができる。

#### 第 45 条【女性の雇用の場合の追加的制限】

- (1) この章の規定には、工場の女性労働者への適用については、以下に掲げるさらなる制  
限が補充される。
  - (a) 女性の場合には第 36 条の規定の除外は認められない。
  - (b) いかなる女性も、午前 6 時から午後 7 時の間を除き、工場内で労働することは許さ  
れない。

ただし、州政府は、官報の告示により、特定の等級の工場及び一年中又はその一部に  
ついて、第 b 号に定められた制限を、午前 5 時から午後 7 時 30 分の間の 10 時間半の長  
さ、又は工場が季節工場である場合には、11 時間半の長さに変更することができる。

ただし、特定の地域における季節工場又は特定の等級の季節工場については、州政府  
は、第 b 号で設定された時間内又は上記規定に基づき、かつ、合計で 10 時間を下回らな

い、女性が働くことが許される時間帯を定めることにより、さらに制限を課す規則を定めることができる。

(2) 州政府は、定めた範囲及び条件において、原料への又は悪化の避ける必要性から上述の労働時間を超える女性の雇用が必要な魚の加工又は缶詰の工場で労働する女性に関して、上述の制限の適用の除外を定める規則を制定することができる。

(3) 第2項に基づき定められた規則は3年を超えない間効力を有する。

#### 第46条【深夜交替時間の場合の特別規定】

労働者が深夜を跨ぐ交替時間で労働する場合には、交替時間が終わる時点で開始する24時間の期間を翌日とみなし、深夜以降の労働時間はその前日に含まれるものとする。

ただし、州政府は、書面による命令をもって、特定の工場又はその特定の労働者の階級に関して、その交替時間の開始時に始まる24時間の期間を翌日とみなし、深夜になるまでの労働時間は翌日に含めるよう指示することができる。

#### 第47条【超過勤務に対する割増賃金】

(1) 労働者はが、

(a) 非季節工場で一日に9時間を超え、又は一週間に48時間を超えて労働した場合、

(b) 季節工場で一日に9時間を超え、又は一週間に50時間を超えて労働した場合、

超過時間につき、通常の賃金の2倍の賃金を受け取る権利を有する。

(3) 労働者が出来高払い賃金を受けている場合には、州政府は、関係産業との協議の上、本条の適用上、出来高払いをその労働者の賃金の平均割合と可能な限り等しくなるように修正することができ、その修正された割合は、本条の適用上労働者の通常の賃金の割合とみなす。

(4) 州政府は、本条の規定の遵守を保障するために、工場で管理すべき登録簿について規定することができる。

#### 第47条のA【超過労働に対する義務】

いかなる成人労働者にも、超過勤務を求めることができる。ただし、その労働はこの法律の規定又はこれに基づく規則に従ったものでなければならない。

#### 第48条【二重雇用の制限】

いかなる成人労働者も、定められた場合を除き、他の工場で既に労働した日に工場で労働することは認められない。

#### 第 49 条【管理】

州政府は、一般的又は特定の工場につき、州政府の許可があり、かつ、課された条件に従う場合を除き、特定の等級の工場では、同時に同種の業務に 2 つ以上の交代版が割り当てられている交替時間制での運営により業務を行うことはできない旨を定める規則を制定することができる。

#### 第 4 章の A 有給休暇

##### 第 49 条の A【この章の適用】

- (1) この章の規定は季節工場には適用されない。
- (2) この章の規定は、他の法律又は裁定、同意若しくは労務の契約に基づき権利を有する労働者の権利に対し不利益に影響しない。

##### 第 49 条の B【年次有給休暇】

- (1) 継続して 12 カ月の間工場において労働を継続したすべての労働者は、次の 12 カ月の間に、第 35 条第 1 項に基づき休日の権利を有する日を含め、連続して 14 日間の期間の休日が認められる。
- (2) 労働者が、いずれかの 12 カ月期間に、第 1 項に基づき認められた休日のすべてを使用しなかった場合には、取得できなかった休日は、その次の 12 カ月の期間に第 1 項に基づき認められる休日に追加されるが、次の期間に持ち越される休日の総日数は 14 日を超えることができない。
- (3) 第 1 項に基づき休日の権利を有する労働者が、休日が認められる前に使用者に解雇され、又は休日を申請したが休日を拒否され、休日が認められる前に退職した場合には、使用者は、休日に関して第 49 条の C に基づき支払うべき最大額を支払わなければならない。

##### 第 49 条の C【年次有給休暇の間の賃金】

労働者が第 35 条第 1 項に基づき休日をとる権利のある日を定める条件に影響を及ぼすことなく、労働者は、第 49 条の B に基づき認められた休暇の残りの日につき、超過労働に

よる賃金を除く、直前 3 ヶ月の 1936 年賃金支払法に定義された賃金 (wages) の一日平均と等しい賃金が支払われなければならない。

#### 第 49 条の D 【支払時期】

第 49 条の B に基づき休日が認められている労働者は、休日が始まる前に、休日期間に支払われるべき賃金総額の半分を支払われなければならない。

#### 49 条の E 【検査官の労働者を代理する権限】

検査官は、使用者がこの章に基づき支払われるべき額で使用者が賃金を支払わないものを取り戻す為に労働者を代理して手続を開始することができる。

#### 第 49 条の F 【規則制定権限】

- (1) 州政府は、この章の規定を実効的にするための規則を定めることができる。
- (2) 上記の権限の一般性に影響を及ぼすことなく、使用者が定められた事項を記載した登録簿を保管し、その登録簿は検査官による検査で使用することができる旨を定めた規則は、本条に従って定めることができる。

第 49 条の G 【この章の規定の工場への適用除外】 州政府が、工場内の労働者に適用される休暇の規則が、実質的にこの章の定める規定と同様に利益を与えるものであると確信した場合には、書面による命令をもって、この章の規定のその工場への適用を除外することができる。

#### 第 49 条の H 【臨時休暇及び病気休暇】

- (1) すべての労働者は、1 年に 10 日の賃金が全額支払われる臨時休暇を取得する権利を有する。
- (2) すべての労働者は 1 年に 16 日間の通常の賃金の半額が支払われる病気休暇を取得する権利を有する。

#### 第 49 条の I 【祝日】

- (1) すべての労働者は、州政府が祝日と定めたすべての日が、有給の休暇として認められる。

- (2) 労働者は祝日に労働を要求され得るが、追加的に 1 日の賃金が全額支払われる代休及び振替休日が、第 35 条の規定に従い認められなければならない。

## 第 5 章 青年及び児童の特別規定

### 第 50 条【若い児童の雇用の禁止】

14 歳未満の児童は工場で労働することは許されない。

### 第 51 条【証明書が与えられている目印を所持する未成年労働者】

いかなる 14 歳以上の児童も青年も、以下に掲げる場合を除き、工場内で労働することは許されない。

- (a) 第 52 条に基づき認められた適性証明書を、工場経営者が管理している場合
- (b) その者が、その証明書が与えられた目印を所持している場合

### 第 52 条【適性証明書】

- (1) 認定医は、工場で働くことを望む児童又は青年、又はその親若しくは後見人、又はその者が労働を望む工場の申請により、その者を検査し、労働への適性を確認することができる。
- (2) 認定医は検査の後、以下の事項を、定められた書面で認めることができる。
  - (a) その者が 14 歳に達していること、身体的基準を満たすこと、及びその労働の適性があることが認定医にとって明らかな場合の、児童が工場で労働するための適性証明書
  - (b) その者が 15 歳に達していること及び工場での全日労働に適性があることが認定医にとって明らかな場合の、大人が工場で労働するための適性証明書
- (3) 認定医は、その所持者が工場においてその中で述べられた労働の適性を有しなくなったと考える場合には、第 2 項に基づき認められた証明を撤回することができる。
- (4) 認定医又は第 12 条第 2 項に基づき権限を与えられた開業医は、求められた証明又は証明に類するもの認定を拒み、又は認定を撤回する場合には、その証明の申請をすることができる者により求められた場合には、そのようにする理由を書面で述べなければならない。

### 第 53 条【青年に与えられた証明書の効果】

- (1) 第 52 条第 2 項第 b 号に基づき成人として工場働く適性証明書を与えられ、工場での



労働の間その証明書が与えられている目印を所持する青年は、第 4 章のすべての適用上成人とみなされる。

- (2) 第 52 条第 2 項に基づき成人として工場で働く適性証明書を与えられていない青年は、その年齢に関わらず、この法律の適用上児童とみなされる。

#### 第 54 条【児童の労働時間の制限】

- (1) いかなる児童も、1 日 5 時間を超えて工場で労働することは許されない。
- (2) 児童の労働時間は 1 日に 7 時間半を超えて設定することはできない。
- (3) いかなる児童又は青年も午前 6 時から午後 7 時の間を除き、工場内で労働することは許されない。

ただし、州政府は、官報の告示により、特定の等級の工場及び一年中又はその一部について、これらの制限を、午前 5 時から午後 7 時 30 分の間の 13 時間の長さに変更することができる。

- (4) 第 35 条の規定は児童の労働者にも適用されるが、同条の規定の除外は、児童に関しては認められない。
- (5) いかなる児童も、既に他の工場で労働した日は、工場での労働は許されない。

#### 第 55 条【児童労働時間通知】

- (1) 児童が労働しなければならない時間が明確に示された児童労働時間通知は、第 76 条第 2 項の規定に従って、すべての工場で展示しかつ適切に管理しなければならない。
- (2) 第 1 項で必要とされる通知で示された時間は、第 39 条で成人につき規定された方法に従って事前に設定し、その労働時間に働く児童は第 54 条に違反して労働してはならない。
- (3) 第 40 条の規定は、児童労働時間通知にも適用される。
- (4) 州政府は、児童労働時間通知の書式及び管理方法を定める規則を制定することができる。

#### 第 54 条【児童の労働者の登録簿】

- (1) 児童が使用されているすべての工場の経営者は、以下に掲げる事項を記載した児童労働者登録簿を管理しなければならない。
  - (a) 工場内の各児童労働者の氏名及び年齢
  - (b) 業務の種類

- (c) 存在する場合には、所属するグループ
  - (d) 交替時間制のグループ、割り当てられた交替班
  - (e) 第 52 条に基づき与えられた適性証明書の数
  - (f) 定められたその他の事項
- (2) 州政府は、児童労働者登録簿の形式、管理の方法及び保存期間を定めた規則を制定することができる。

#### 第 57 条【通知及び登録簿に一致する労働時間】

いかなる児童も、第 55 条第 1 項に基づき掲示された児童労働時間通知及び第 56 条第 1 項に基づき管理される児童労働者登録簿内に事前に記入された氏名に従っている場合を除き、労働を許され又は要求されない。

#### 第 58 条【健康診断を求める権限】

検査官が以下に掲げる通りに考える場合には、

- (a) 適性証明書なしに工場で働く者が児童又は青年であること
- (b) 証明書を所持して工場内で働く児童又は青年がもはや労働の能力について記載された通りの適性を有していないこと

検査官は、工場経営者に対し、その者又はその児童若しくは青年が、認定医又は第 12 条第 2 項に基づき権限を与えられた開業医による検査を受けなければならぬことを命じる通知を送達することができ、検査官がそのように命じた場合には、その者、児童又は青年は、その適性証明書又は新たな適性証明書が与えられるまで、いかなる工場においても労働することが認められない。

第 59 条【規則を定める権限】 州政府は以下に掲げる事故を定める規則を制定することができる。

- (a) 第 52 条に基づき与えられる適性証明書の形式、証明書の原本を紛失した場合に複製を提供、及び証明書及び複製のために請求する手数料の設定
- (b) 児童及び青年が満たしているべき身体的基準
- (c) この章に基づく認定医手続を規制すること、及び、工場内での児童及び青年の雇用に関して負う必要のある義務を明示すること
- (d) この章の規定を実効的にするために有効である事項

## 第 59-A 【1938 年児童雇用法への補足規定】

この章の規定は 1938 年児童雇用法の規定への補足であり、これを修正するものではない。

## 第 6 章 【罰則と手続】

第 60 条 【法律及び規則の違反に対する罰】 工場において、

- (a) 以下に掲げる事項につき違反があった場合には
  - (i) 第 13 条から第 32 条
  - (ii) 同条に基づきなされた命令
  - (iii) 第 33 条第 a 号に従い定められた規則と合わせて読む同条の規定
  - (iv) 前述の条項のいずれか又は第 33 条の J 及び第 33 条の Q に基づき定められる規則
  - (v) 第 33 条の P 第 3 項に基づき課せられる条件
- (b) 以下に掲げる事項に違反して労働することを許された場合
  - (i) 第 34 条から第 38 条、第 47 条、第 45 条、第 48 条、第 49 条の H 及び第 49 条の I の規定のいずれか
  - (ii) 同条の規定のいずれかに基づき定められた規則、又は第 49 条
  - (iii) 第 43 条又は第 44 条又は第 45 条に基づき認められた付加条件又は除外、又は第 38 条若しくは第 49 条に基づき認められた許可
- (c) 第 39 条から第 41 条の規定又は第 39 条、第 41 条又は第 47 条に基づき定められたルール、又は第 41 条に基づき認められた除外に付加された条件、又は第 44 条に基づく修正又は緩和に対する違反がある場合
- (d) 第 47 条の規定に基づき権利を有する割増賃金を支払われていない場合
- (e) 青年又は児童が第 50 条、第 51 条、第 54 条、第 55 条、第 57 条及び第 58 条の規定のいずれかに違反して労働することが認められている場合
- (f) 第 55 条、第 56 条の規定の違反又はこれらの規定若しくは第 59 条第 d 号のいずれかに基づき定められた規則に対する違反があった場合
- (g) 第 49 条の B、第 49 条の C 若しくは 49 条の D、又は第 49 条の F の規定に戻付き定められた規則に対する違反があった場合には、工場経営者又は工場責任者を 500 ルピー以下の罰金に処す。

ただし、経営者と工場責任者の双方が違反した場合には、同じ違反行為に対する罰金の総額は、この額を超えてはならない。

#### 第 61 条【特定の再犯の場合における罰則の加重】

第 60 条の第 b 号から第 g 号に定められた違法行為を行った者が同条の違反を行い有罪となった場合には、2 度目の際には 100 ルピー以上 750 ルピー以下の罰金に処し、3 度目又はそれ以降の違反の際には、200 ルピー以上 1000 ルピー以下の罰金に処す。

ただし、本条の適用上、罰を受ける違法行為の 2 年以上前に下された有罪判決については考慮してはならない。

ただし、裁判所が、その過程で正当な理由がある例外的な状況であると確信した場合には、その理由を書面で記録した後、本条で求められるものよりも少額の罰金を科すことができる。

#### 第 62 条【事業の開始又は経営者の交代を通知しなかったことに対する罰則】

第 9 条第 1 項、第 1 項の A、第 2 項で要求される通知をしなかった工場責任者は、500 ルピー以下の罰金に処す。

#### 第 63 条【検査官の妨害に対する罰則】

検査官の第 11 条に基づく権限の行使を故意に妨害し、又は、登録簿その他この法律の規定若しくはその下で定められた規則に基づき保管している文書を提出しなかった、又は工場内の労働者を隠し若しくは検査官による検査に立ち会わせることを拒否した者は、500 ルピー以下の罰金に処す。

#### 第 64 条【事故の通知をしなかったことに対する罰則】

第 33 条の N で求められる事故の通知をしなかった工場の経営者は、500 ルピー以下の罰金に処す。

#### 第 65 条【報告書を作らなかったことに対する罰則】

いかなる工場においても、報告書が第 77 条に基づき必要とされるように掲示されていない場合には、工場経営者及び工場責任者は、それぞれ 500 ルピー以下の罰金に処す。

ただし、経営者及び工場責任者の双方が違反した場合には、罰金の総額は、この額を超えてはならない。

第 66 条【可燃性物質の付近での喫煙又は裸電球の使用に対する罰則】工場内での可燃性物質の付近で、喫煙、裸電球の使用又はそのような電球の使用を指示若しくは許可した者は、500 ルピー以下の罰金に処す。

第 67 条【虚偽の証明書の使用に対する罰則】

第 52 条に基づき他の者に認められた証明書を、同条に基づき認められた証明書として、認識をもって使用し又は使用しようとし、又はそのような証明書を手に入れ、又は認識をもって、他人が使用し又は使用しようとするを許可した者は、20 ルピー以下の罰金に処す。

第 68 条【児童の二重雇用を許可した後見人に対する罰則】

児童が他の工場でも労働を行った日に、工場で働いている場合にはその児童の保護者若しくは後見人又はその児童を保護若しくは監督し、若しくはその賃金から直接利益を得ている者は、裁判所に、親、後見人又は上述の者が同意、黙認又は故意による怠慢なく児童が働いていることが明らかになった場合を除き、20 ルピー以下の罰金に処す。

第 69 条【一定の通知の展示の怠慢に対する罰則】

第 76 条第 1 項又はこの法律に基づく規則により求められる通知の掲示をせず、又は同条第 2 項に基づき必要とされる通知の掲示若しくは管理をしなかった工場経営者は、500 ルピー以下の罰金に処す。

第 70 条【この章の適用上の「工場責任者」の決定】

(1) 工場責任者が会社またはその他の個人の社団である場合には、工場経営者を罰することができる違法行為を理由に、この章に基づき、個人である共同経営者又は構成員のいずれかを起訴し罰を科すことができる。

ただし、その会社又は社団は、この法律の適用上、構成員の中のパキスタン在住の者を工場責任者に選任した旨の検査官に通知を送ることができ、その個人が住民である限り、その選任の抹消が受領されるまで又は当該会社若しくは社団の共同経営者若しくは構成員でなくなるまで、この章の適用上工場責任者とみなす。

(2) 工場責任者が会社である場合には取締役の一人を、私企業の場合には株主の一人を、工場経営者を罰することができる違法行為を理由に、この章に基づき起訴することができる。

ただし、会社はこの法律の適用上、パキスタンの住民である取締役、又は私企業の場合には株主で、取締役を選任した旨の検査官に通知を送ることができ、その取締役又は株主は住民である限り、その選任の抹消が受領されるまで又は取締役又は株主でなくなるまで、この章の適用上工場責任者とみなす。

#### 第 71 条【特定の場合における工場責任者の責任免除】

- (1) 工場責任者又は工場経営者がこの法律に違反している場合には、その者は、自身が適切に行った不服申立てにおいて、聴聞のため、指定された時間に裁判所の面前に実際に違反した者として告発している者を出廷させることができ、違法行為が証明された後、工場責任者又は工場経営者が裁判所が確信する程度に以下に掲げる事項を証明した場合には、
  - (a) この法律の実施に際し、相当な注意を払ったこと
  - (b) 上記別の者が認識、同意又は黙認なしに、当該違法行為を行った場合には、その別の者が当該違法行為につき有罪判決を受け、工場責任者又は経営者のように罰金を科せられ、工場責任者又は経営者はこの法律に基づく責任を免れる。
- (2) 検査官が手続の開始に先立って以下に掲げる事項を確信した場合には、
  - (a) 工場責任者又は工場経営者が、この法律の実施に際し、相当な注意を払ったこと
  - (b) 誰が違法行為を行ったか
  - (c) 工場責任者又は経営者の認識、同意又は共謀なしに行われたこと、そして検査官の命令に違反した場合には、検査官は、工場責任者又は工場経営者に対する最初の手続をすることなく、実際の違反者と考ええる者に対する手続をしなければならず、その者は、工場責任者又は経営者と同様に罰金を科せられる。

#### 第 72 条【雇用関係の推定】

児童を使用している工場内に 6 歳を超える児童がいる場合には、反証がない限り、工場で使用されているものとみなす。

#### 第 73 条【年齢についての立証責任】

- (1) ある者が一定の年齢より低い又高いため、ある作為又は不作為がこの法律に基づき違法行為となる場合で、裁判所が外見上その年齢よりも低い又は高いと考える場合には、その者の年齢が一定の年齢よりも低くないこと又は高くないことの立証責任は、被告人

が負う。

- (2) 認定医による書面の宣言で、個人的に検査した労働者に関するもので、その宣言の中で当該年齢より低い又は高いと確信していることを明らかにしているものは、この法律の適用上、当該労働者の年齢についての証拠として認容される。

#### 第 74 条【違法行為の認定】

- (1) 第 66 条に基づく起訴の場合を除き、検査官による先の制裁の場合以外は、この法律に基づき起訴をすることができない。
- (2) 第一級治安判事裁判所に劣る裁判所は、第 66 条又は第 67 条の違反以外の場合には、この法律又はこれに基づく規則若しくは命令に対する違反を審理することができない。

#### 第 75 条【起訴の制限】

いかなる裁判所も、違法行為がなされた旨が主張された日から 6 カ月以内に申立てがなされない限り、第 62 条及び第 64 条に基づく違法行為を除き、この法律又はこの法律に基づく規則及び命令に基づき違法行為を扱うことができない。

ただし、違法行為が検査官の書面による命令に対する違反である場合には、申立ては違法行為がなされた旨が主張された日から 12 カ月以内になされなければならない。

#### 第 7 章 補足 一省略一